

別記様式第2号

点検を実施する消防用設備等の種類			
消防用設備等の区分		点検を実施する設備等	点検を実施している 防火対象物数
消火設備	消火器		
	屋内消火栓設備		
	スプリンクラー設備		
	水噴霧消火設備		
	泡消火設備		
	不活性ガス消火設備		
	ハロゲン化物消火設備		
	粉末消火設備		
	屋外消火栓設備		
	動力消防ポンプ設備		
警報設備	自動火災報知設備		
	ガス漏れ火災警報設備		
	漏電火災警報器		
	消防機関へ通報する火災報知設備		
	非常警報設備		
避難設備	避難器具		
	誘導灯及び誘導標識		
消防用水	消防用水		
消火活動上 必要な施設	排煙設備		
	連結散水設備		
	連結送水管(共同住宅用連結送水管)		
	非常コンセント設備(共同住宅用非常コンセント設備)		
	無線通信補助設備		
非常電源	専用受電		
	自家発		
	蓄電池		
	燃料電池		
総合操作盤			
パッケージ型消火設備			
パッケージ型自動消火設備			
共同住宅用スプリンクラー設備			
共同住宅用自動火災報知設備			
住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備			
特殊消防用設備等			

注1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 点検を実施する設備等の欄には、該当する箇所には○印を付してください。

3 点検を実施している防火対象物数の欄には、現に点検を実施している防火対象物数を記入してください。

別紙 1

賠償責任保険付保証明書

平成 年 月 日

様

保険会社名

支店長名

⑧

当社において、次表のとおり標記保険が付保されていることを証明いたします。

契約者	住所	〒		
	氏名			
被保険者 ※契約者と異なる場合	住所	〒		
	氏名			
保 険 の 種 類	<input type="checkbox"/> 消防設備等保守業者賠償責任保険 <input type="checkbox"/> 請負業者賠償責任保険 <input type="checkbox"/> 生産物賠償責任保険 <input type="checkbox"/> 受託者特別約款			
付 帯 特 約	<input type="checkbox"/> 業務修了後の賠償事故に伴う拡大損害が発生した場合の対象物自体の損害担保特約条項 <input type="checkbox"/> 人格権侵害担保特約条項 <input type="checkbox"/> 対物損壊を伴わない使用不能損害担保特約条項			
証 券 番 号				
て ん 補 限 度 額	担保危険	1名につき	1事故につき	期間中
	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 共通てん補限度額	千円	千円	千円
	<input type="checkbox"/> 財物損壊		千円	千円
免 責 金 額	1事故につき 千円			
保 険 期 間	年 月 日 時から			
	年 月 日 時まで			
取 扱 代 理 店				

※ 保険の種類、担保危険は、該当する部分にレ点を入れてあります。

<ご注意>

本付保証明書は、保険契約の存在することを証するものですが、保険証券を代替するものではありません。保険契約内容については、ご契約者様にお渡ししている保険証券及び保険の種類に応じた普通保険約款・特別約款・特約条項にしたがいます。

登 録 申 請 チ ェ ッ ク 票

事業所名		登録番号	
------	--	------	--

別 記 様 式	添 付 書 類	申 請 者 確 認 欄	協 会 確 認 欄
1号：登録申請書	① 事務所所在証明（納税納付書等の写し）		
	② 社会保険加入証明（健康保険又は厚生年金保険の納付書写し）		
	③ 労働保険加入証明（雇用保険又は労災保険の納付書写し）		
	④ 賠償責任保険付保証明書 （下記条件を満たしていることを確認して下さい）		
2号：実施設備等の種類			
3号：設備士・資格者 名簿	⑥免状の写し（法定講習受講を確認できるものを含む）		
	⑦社員証明（社員証や健康保険書の写し）		
4号：機器工具一覧表	⑧機器・工具を運搬する運送手段 （自動車車検証の写し）		
5号：業務提携先一覧	⑨契約証明（賃貸借契約を証明できる書類の写し）		

申請者確認欄は必ず、○印で記入してください。

⑤については、当協会の様式で保険会社から証明を受けた原本を提出すること。

なお、安全センター扱いの団体保険に加入されている事業所は、提出が不要です。

⑤損害賠償責任保険は、次に掲げる条件を満たしていない場合、登録できませんのでご注意ください。

<p>① 一事故及び年間総支払限度額（身体、財物の共通限度額）が、1億5千万円以上（②エの場合にあつては、5百万円以上であること。）</p> <p>② 前記の一事故及び年間総支払限度額には、次に掲げる保険が組み合わされていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 請負業者賠償責任保険・・・点検中に発生した事故で、第三者に損害を与えた場合に、その損害を補償するためのもの</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 生産物賠償責任保険・・・点検終了後に、当該点検業務に起因して発生した事故で、第三者に損害を与えた場合に、その損害を補償するためのもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 受託者賠償責任保険（又は請負業者賠償責任保険の管理財物補償特約付き）・・・点検中に使用又は管理する点検業務請負先の財物（管理財物）に損害を与えた場合に、その損害を補償するためのもの</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 事業活動包括担保特約 次のいずれにも該当する損害を補償するためのもの （ア）点検終了後の点検対象物自体の損害（損害が他に拡大した場合に限る。） （イ）人格権侵害による損害 （ウ）財物損壊を伴わない他人の財物の使用不能による損害</p> <p>③ 一事故の免責金額（自己負担額）が5万円以下であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">④ 保険期間が1年以上であること。ただし、保険期間が1年以上の団体保険に中途加入する場合は、この限りではない。</p>
--